# 鹿屋市第2期教育大綱

令和2年度~令和6年度

鹿 屋 市

#### 1 大綱策定の趣旨

2015年(平成27年)4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)を定めるものとされました。

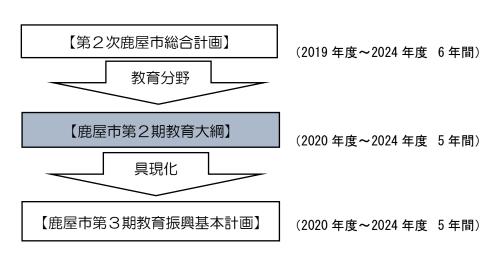
また、大綱の策定にあたっては、総合教育会議を設け協議することとされたところです。 鹿屋市においては、2015年5月に総合教育会議の設置を行い、12月に2020年3月までを期間とする「鹿屋市第1期教育大綱」を策定し、この大綱に基づき総合的な教育施策を進めてきました。

「鹿屋市第2期教育大綱」は、第1期大綱の期間が終わることから、第1期大綱の基本的な考え方を踏襲するとともに、「第2次鹿屋市総合計画」との整合を図りながら、時代の潮流にふさわしい新たな教育施策の展開を図るための総合的な指針として策定したものです。

#### 2 大綱の位置づけ及び期間

2019年(平成31年)3月に策定された第2次鹿屋市総合計画(2019年度~2024年度)を踏まえて、鹿屋市の教育に関する総合的な施策の大綱として策定しました。また、この大綱を具現化する実施計画として、鹿屋市第3期教育振興基本計画を位置付けています。

なお、鹿屋市第2期教育大綱の期間は、第2次鹿屋市総合計画との整合を図るため、2020 年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間とします。



※鹿屋市第2期教育大綱を具現化した実施計画

#### 【基本理念】

#### 未来を担う心豊かでたくましい人づくり

人口減少や高齢化が進むとともに、技術革新やグローバル化の進展に伴い産業構造や社会システムが大きく変化しています。このような中で、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と社会の持続的な成長・発展のため、教育においては、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成が求められています。

このため、自立・協働・創造の理念の下、学校教育の充実により、児童・生徒の確かな学力の向上、健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図るとともに、生涯学習の充実を通して、家庭や地域の教育力を高め、郷土を愛し、協力しあい、未来を担う心豊かでたくましい人づくりを目指します。

#### 【基本目標】

### (1) 知・徳・体を調和的に育む教育の推進

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道 徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、急激に変化する社会を生き抜いていくうえで必要な確かな学力をはじめ、規範意識 や感性など豊かな心や健やかな体を育む教育が求められています。

このため、本市の子どもたちの教育には、新しい社会へ主体的に参画し、新しい社会を創造していく上で基盤となる資質・能力の育成とともに、心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う、知、徳、体を調和的に育む教育を推進します。

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育及び小中一貫教育の推進、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

#### (2) 一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現

いつの時代にあっても、誰もが幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果た し、生き生きと活躍できるようにしていくことは教育の基本です。教育を通じて全ての人が 持つ可能性を開花させることで、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる平和な社会 の実現を目指すことが求められています。

このため、社会の急激な変化に伴い多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民へ生涯 を通じて自ら主体的に学習できる学習機会の提供、多くの人が学習活動に参加しやすい環境 づくりを推進します。

社会教育においては、学校や家庭、地域、企業等が連携・協働して人づくり、地域づくりを 進める社会を目指し、市民が郷土に愛着をもち、学習成果等を生かして地域課題の解決へ主 体的に取り組む意識を涵養します。

文化芸術では、心豊かで多様性に溢れ、創造的で活力ある社会を構築するため、市民が生涯を通じて文化芸術に触れられる機会の充実や主体的に文化芸術活動に参加できる場を提供し、文化の香り高いまちづくりを進めます。

史跡や伝統芸能などの文化財については、地域の財産として確実に次代へ引き継ぐととも に、地域の伝統文化への参画や文化財継承のための活動を通じ、コミュニティとの絆を深め る取組を推進します。

また、誰もが生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができ、体力の維持向 上や健やかな心身を育む環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。

## (施策の体系)

基本目標	施策の方向性	施策
(1) 知・徳・体を調和的に育	(1) 次代を生きぬく学力や資質	① 確かな学力の向上
む教育の推進	を育む教育の推進	② 英語教育・国際理解教育の推進
		③ 特別支援教育の推進
		④ キャリア教育の推進
		⑤ 教育の情報化の推進
		⑥ 環境教育の推進
		⑦ 郷土教育の充実
		⑧ 幼児教育の充実
		⑨ 主権者教育
	(2) 豊かな心と健やかな体を育	① 道徳教育の充実
	む教育の推進	② 生徒指導の充実
		③ 人権教育の充実
		④ 体験活動の充実
		⑤ 読書活動の推進
		⑥ 食育の推進
		⑦ 健康教育の充実
		⑧ 体力・運動能力の向上
	(3) 信頼される学校づくりの推	① 学校運営の充実
	進	② 教職員の資質向上
		③ 開かれた学校づくり
		④ 安全・安心な学校づくり
		⑤ 学びのセーフティネットの充実
	(4) 安全・安心な教育環境と教	① 学校の活性化及び学校規模適正(
	育活動の充実	の推進
		② 学校施設老朽化対策の推進
		③ 学校給食に係る環境整備の推進
		④ 市立高等学校の活性化
2) 一人ひとりの個性が輝	(5) 心豊かな人間性を培う生涯	① 学習環境の整備
き活躍できる生涯学習社	学習の推進	② 学習機会の充実
会の実現		③ 学習推進体制の充実
	(6) 開かれつながる社会教育の	① 地域の子どもは地域で育てる環境
	充実	の充実
		② 成人教育の充実
		③ 家庭教育の充実
	(7) 人権を尊重する平和な社会	① 人権教育と啓発の推進
	の実現	② 平和教育の推進
	(8) 文化の香り高いまちづくり	① 文化芸術活動の促進と環境づくり
	と市民文化の振興・伝承	② 文化財の保存・活用・伝承

(9) 生涯スポーツの振興

① スポーツ活動の推進 ② スポーツ交流の推進